

# 令和5年度養父市事業者 チャレンジ支援事業補助金



申請受付期間

令和5年 9月11日(月) ~ 9月29日(金)

補助  
対象者

補助対象事業を養父市内で実施する者

※補助事業完了時点で市内に住所又は事業所を有している方が対象となります。  
※事業を実施する者の規模(資本金や従業員数等)による制限はありません。

補助対  
象事業

社会経済情勢の急速な変化を見据えた「新しい取り組みにチャレンジする」ことで、持続可能な開発目標(SDGs)の1項目以上に該当し、他の同様の課題を抱える事業者等のモデルとなるようなビジネスモデルの構築など地域の活力を創出する事業

(事例) ・売上の向上や販路の拡大に繋がる新たな取り組み  
・店舗やサービスの機能強化への新たな取り組み  
・新たな業態への取り組み など

補助対象  
経費

補助対象期間に支払ったことが証明できる以下の経費

①設備及び備品購入費②改修及び改造費③専門家相談経費

※同一の者に対する補助金の交付は、1回限りです。  
※設備及び備品購入費は、単体価格が10,000円以上のものが対象となります。  
汎用性があり目的外使用になり得ると判断されるものは対象となりません。  
※専門家相談経費については、地域の活力を創出する事業を伴わない相談のみの場合は対象となりません。

補助率等

補助対象経費に対して1/2以内を補助※上限:250万円

※補助対象経費が1,000千円に満たない事業は対象外となります。

※消費税(地方消費税)は補助対象外です。  
※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

補助対象  
期間

令和5年4月1日から令和6年2月28日まで

※交付決定後に事業着手することを原則としますが、すでに取り組んでいる事業(4月1日以降に契約、発注、納品・支払いを行った)についても、交付決定した分については、補助対象となります。

補助決定

受付期間終了後に審査の上、補助事業者を決定します。

その他条件等がございますので、詳しくは養父市ホームページ又はお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先 養父市役所 商工観光課 ☎079(664)0285



# 令和5年度養父市事業者チャレンジ支援事業補助金 【申請から補助金交付までの主な流れ】

## 事業者 1 補助金の交付申請

申請書類を郵送又は窓口へ提出  
補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて提出してください。

応募受付終了日:令和5年9月29日(金)まで



## 市 2 補助金交付の決定

事業の計画、収支予算などから審査を行い、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知します。



## 事業者 市 変更の申請

必要時のみ

【変更申請書(様式第7号等)】の提出  
事業の変更を決定された時点で、速やかに提出してください。  
➔ 変更申請を審査し承認された場合変更決定通知書(様式第8号)により申請者に通知します。



## 事業者 3 実績報告

【実績報告書(様式第9号等)】の提出  
※事業が完了した後は、速やかに提出してください。



## 市 4 補助金の額の確定

様式第9号等により報告を受けた事業の内容を審査し、補助金確定通知書(様式第11号)により申請者に通知します。



## 事業者 6 補助金の請求

【補助金の交付請求書(様式第12号)】の提出  
※補助金確定通知書を受領後、速やかに提出してください。



## 市 7 補助金の交付

指定された金融機関の口座に振込にて交付します。